

Smart Data Platform サービス利用規約別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク）

第1章～第4章 （略）

第1章～第4章 （略）

別紙1 （略）

別紙1 （略）

別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等

別紙2 インターネット/関連サービス提供条件等

1 メニュー一覧

1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1)～(8) （略）	（略）

メニュー	内容
(1)～(8) （略）	（略）
(9) vUTM2	Flexible InterConnectと接続した環境からのインターネット接続機能及びセキュリティ機能等をオンデマンドに提供するものであって、特定通信に係る帯域の制御を実施するプランがあるもの

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(8) （略）

2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(8) （略）

[\(9\) vUTM2](#)

[A 提供条件等](#)

[\(A\) インターネット接続機能及びセキュリティ機能に係るもの](#)

- [a 当社は、vUTM2においてインターネット接続機能及びセキュリティ機能を提供します。](#)
- [b 契約者は、1のテナントにつき、最大5のvUTM2を追加できるものとします。](#)
- [c 契約者は、vUTM2の利用にあたり、当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に定めるところにより、この別冊の別紙1に定めるFlexible InterConnectを申込み必要があります。](#)
- [d 契約者は、vUTM2の申込みにあたり、次表に定めるプランを選択するものとします。](#)

区分	内容

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

スマートベーシック

- 1 回線帯域（当社のサービスサイト（<https://sdpf.ntt.com/>）に定めるものをいいます。以下同じとします。）を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、その帯域の制御を実施するもの
- 2 回線帯域を最大とする符号伝送速度による通信が可能なもの

ベーシック

回線帯域を最大とする符号伝送速度による通信が可能なもの

備考

- 1 当社は、vUTM2について当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に定める回線帯域を符号伝送速度の最大として設定します。
ただし、帯域を確保するものではないため、契約者が期待する符号伝送速度を下回る場合があります。
- 2 契約者は、vUTM2のプランについて、ベーシックからスマートベーシックへの変更に限り請求することができるものとします。
- 3 契約者は、当社がスマートベーシックの提供にあたり、当社がスマートベーシックを利用する契約者の通信に係るIPアドレス、ポート番号等およびアプリケーション層のデータ等を取得するとともに、帯域制御の対象となる通信と識別された場合は、その通信データの流量調整を行うことについて、あらかじめ同意します。
- 4 当社は、備考3に定める通信の識別及び帯域制御の完全性を保証するものではなく、それらが機能しなかったことによって契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 5 セキュリティ機能において提供するUTM機能は、セキュリティソフトウェアを用いてWebサイト等からダウンロードされる情報に含まれるマルウェア（コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称とします。以下(9)vUTM2において同じとします。）の検知及び駆除、マルウェアの検知されたWebサイト等へのアクセス制限及びアプリケーション制御並びにポータルサイトを通じたログ閲覧等を行うことができる機能とします。

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

- 6 [当社は、セキュリティ機能のセキュリティソフトウェア等の不具合等により、通信の切断等が発生した場合の損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。](#)
- 7 [セキュリティ機能により検知及び防御等が可能なWebサイトへの攻撃等は、その検知及び防御等の実施時においてそのセキュリティソフトウェアが対応可能なものに限ります。](#)
- 8 [当社は、セキュリティ機能に係るマルウェアの検知及び駆除等の完全性を保証するものではなく、検知及び駆除等ができなかったことによって、契約者に発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。](#)
- 9 [当社は、vUTM2のプランに係るその他条件については当社のサービスサイト \(<https://sdpf.ntt.com/>\) に定めます。](#)

[\(B\) ログ機能に係るもの](#)

- a [当社は、当社のサービスサイト \(<https://sdpf.ntt.com/>\) に掲載する内容に係るログ閲覧機能等を提供します。](#)
- b [当社は、ログ閲覧機能等に係る内容の保証をしないものとし、ログ閲覧機能等の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。](#)

[\(C\) DNS機能に係るもの](#)

- a [当社は、vUTM2においてDNS機能（当社のドメイン名管理装置を用いてリゾルバ機能（ドメイン名を元にIPアドレスの情報の検索を行う又はIPアドレスからドメイン名の情報の検索を行う等の、ドメイン名に係る名前解決を行うものをいいます。）を提供するものをいいます。以下\(D\)において同じとします。）を提供します。](#)
- b [当社が提供するDNS機能には、次の種類があります。](#)
 - (a) [C&Cサーバ等との通信の遮断等を行うもの](#)

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

DNS機能を利用した通信を行う者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェアに感染すること等により、その通信利用者がC&Cサーバ（コマンド&コントロールサーバの略であり、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。）等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、その通信利用者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するもの（この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。）

(b) C&Cサーバ等との通信の遮断等を行わないもの

他の条件を同一としたまま、(a)に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等を行わないようにするもの

(D) 情報の取得に係るもの

a 当社は、マルウェアの検知、ログ閲覧等のvUTM2に係る機能を提供する目的において、vUTM2の利用者の通信に係るIPアドレス、ポート番号、アプリケーション層のデータ等を取得するものとします。

b 契約者は、aに定める事項について、あらかじめ包括的に同意するものとします。

(E) 責任の制限に係るもの

共通編第27条（責任の制限）のほか、当社の責めによらない原因での故障又は障害（サービスの一部を構成する第三者の電気通信設備・電気通信回線・製品・ソフトウェア等に起因する障害を含みます。）については、当社は責任を負わないものとします。

(F) オプション

当社は、vUTM2において次のオプションを提供します。

<u>区 分</u>	<u>内 容</u>
<u>特定経路配信オプション</u>	<u>契約者があらかじめ指定したIPアドレスに限り、インターネット接続機能を利用可能とするオプションをいいます。</u>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

カスタマサポートオプション

契約者からの問合せをチケット起票で受け、その問い合わせのチケットに回答する形で対応するものをいいます。

備考 特定経路配信オプション及びカスタマサポートオプションに係る其他条件及び料金等の詳細は、当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com>) に定めず。

B 料金算定方法

(A) vUTM2に係る利用料金は、別段の定めがない限り、1の料金月において共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するWeb料金表に基づき、そのvUTM2に係るプラン又はオプションごとに算出するものとします。

(B) vUTM2のオプション(カスタマサポートオプションに限ります。)の利用料金の額については、次表に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するWeb料金表に基づき算出するものとします。

<u>料金種別</u>	<u>内容</u>
<u>月額固定</u>	<p>1 vUTM2ごとに、利用時間にかかわらずWeb料金表に規定するカスタマサポートオプションの定額の料金額を月額固定料金として適用します。</p> <p>この場合において、月額固定料金は日割りしません。</p> <p>2 利用開始と利用廃止の複数回の実施等によってカスタマサポートオプションの利用期間が複数回に分断される場合であっても、分断された回数によらず、その料金月に係る1カ月分の月額固定料金を適用します。</p>

Smart Data Platform サービス利用規約 別冊（ネットワーク）【現改比較表】2025年1月29日現在

～2025年1月28日

2025年1月29日～

別紙5 リモートアクセス提供条件等

- 1 (略)
- 2 各メニュー等の提供条件等
 - (1) Flexible Remote Access
 - A (略)
 - B 料金算定方法
 - (A)～(B) (略)
 - (C) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。
 - (2) (略)

(C) vUTM2のオプション（特定経路配信機能に限ります。）の利用料金の額については、共通編料金表第1表(利用料金の適用等)に掲げる従量上限料金の算定方法及び当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するWeb料金表に基づき算出します。

この場合の利用の開始又は廃止に係る時刻は、次のとおりとします。

- a 利用の開始の時刻は、少なくとも1つの配信経路（契約者が指定したIPアドレスに係る範囲をいいます。以下同じとします。）を当社ポータルに登録した時刻とします。
- b 廃止に係る時刻は、すべての配信経路を当社ポータルから削除した時刻とします。

別紙5 リモートアクセス提供条件等

- 1 (略)
- 2 各メニュー等の提供条件等
 - (1) Flexible Remote Access
 - A (略)
 - B 料金算定方法
 - (A)～(B) (略)
 - (2) (略)